

小規模企業のための新会社法活用

第3回

「監査役の役割」

1. 貴社はどう選択しますか?

2. 監査役の権限の見直し

新会社法では、非公開会社（株式譲渡制限会社のこと）といい、ほとんどの中小企業が該当）の場合

- ①取締役は、3人ではなく、1人でもよい。
- ②監査役は、選任しなくても良い（取締役会設置会社を除く）。
- ③取締役や監査役の任期を10年まで伸ばしてもよい。

貴社は、どう選択しますか、あるいはどう選択されましたか。私は、お客様企業に対しては、一般的には、前記のすべてについて「NO」とアドバイスしています。

前回の第2回で述べた理由により、①取締役は、今までどおり3人以上で、②監査役も今までどおり選任し、③取締役と監査役の任期についても現状の2年（取締役）及び4年（監査役）を提案しています。

これに対し、新会社法では、監査権限強化の必要性から次の見直しがなされました。

- ①会社の規模に関係なく、監査役は原則として、業務監査権限を有するものとしました。
- ②大会社以外の非公開会社は、定款の定めにより監査役の権限を会計監査権限に限定することができます。

貴社は、どう選択しますか、あるいはどう選択されましたか。私は、お客様企業に対しては、一般的には、前記のすべてについて「NO」とアドバイスしています。

前回の第2回で述べた理由により、①取締役は、今までどおり3人以上で、②監査役も今までどおり選任し、③取締役と監査役の任期についても現状の2年（取締役）及び4年（監査役）を提案しています。

冒頭に述べたとおり新会社法では、非公開会社の場合で取締役会を設置していない会社には監査役はあえて選任しなくてもいいことになりましたので、監査役には前記の権限を与えられているけれども、監査役を設置しないことにしてしまっていいものでしようか。

「今までには、形だけの監査役だったからこれを機会に廃止してしまう」と考えがちです。しかし、ちょっと待つてください。今回の新会社法は、少数株主の権限を強化するというねらい

があり、監査役を設置しない場合には、株主が監査役の権限を置いたほうがいいといえます。退職した従業員や遠い親戚がいる場合には、株主が監査役の権限を持つことになりました。仮に、すでに5%の株式を持ったままの場合は、なかなか買い取れないケースでは、従来どおり監査役を置いていたほうがいいといえます。なぜなら、監査役がいない会社の場合は、各株主が単独できる裁判所の許可なくできる裁判所の会議の議事録閲覧をする権利として

一般的には、少数株主のほうが脅威と考えられるので、これらの危険を除去するためにも監査役を設置し、その監査役の権限も限定しない方が会社運営にはベターと考えております。

次回は、「事業承継」についてです。

著者
プロフィール



ヤマグチ
ノボル

生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)
出 身 新潟県加茂市
資 格 税理士
事務所/住所 〒959-1383
新潟県加茂市旭町15番30号
事務所名 山口昇税理士事務所
TEL 0256-522-6869
FAX 0256-522-6869
U R L
<http://homepage2.nifty.com/yam5193>

等があるからです。
だからといって、従来どおり監査役を設置することにし、その権限を会計監査権限のみに限定すると、少数株主にこの権利を与えてしまうことになってしまふので、注意が必要です。

だからといって、従来どおり監査役を設置することにし、その権限を会計監査権限のみに限定すると、少数株主にこの権利を与えてしまうことになってしまふので、注意が必要です。

非公開会社の機関設計のルール

会社の機関	機関設計のルール
取締役	<ul style="list-style-type: none"> ①すべての株式会社には、株主総会と取締役1名以上を必ず設置。 ②株主総会+取締役1名という組み合わせが、株式会社の最もシンプルな機関設計。 ③取締役会を設置しない場合は、株主総会で会社に関するあらゆる事項を審議することになるので、株主の権限が強くなる。 ④監査役を設置しない場合は、取締役の業務執行を株主が直接監督することになる。 ⑤定款の定めにより任期を10年まで延ばすことができる。
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ①取締役会は、設置しても設置しなくてよくなった。 ②取締役会を設置する場合には、取締役が3名以上必要で、代表取締役を決めないといけない。 ③取締役会を設置する場合には、監査役または会計参与等を設置しなければならない。
監査役	<ul style="list-style-type: none"> ①監査役は、設置しても設置しなくてもよい。 ②取締役会を設置しない場合でも、監査役を置くことができる。取締役十監査役という組み合わせが可能。 ③定款の定めにより、監査範囲を会計監査のみに限定する監査役の設置もできる。 この場合は、取締役の業務を株主が直接監査する。 ④定款の定めにより、任期を10年まで延ばすことができる。
会計参与	<ul style="list-style-type: none"> ①会計参与を設置するかどうかは、株式会社が選択できる。 ②取締役会を設置する場合において、監査役等を設置しないときは、会計参与を設置しなければならない。